

# 香川高等専門学校専攻科修了認定会議規程

平成28年 3月 3日制定

## (趣旨)

**第1条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科修了認定会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

## (審議事項)

**第2条** 会議は、香川高等専門学校専攻科創造工学専攻及び電子情報通信工学専攻（以下「各専攻」という。）の学生の単位修得及び課程修了の認定に関する事項を審議する。

## (組織)

**第3条** 会議は、各専攻にそれぞれ置く。

2 会議は、校長、各専攻の専任教員及び事務部長をもつて組織する。

## (運営)

**第4条** 会議は、校長が招集する。

2 会議は、各専攻の専攻長が議長となる。

3 専攻長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

## (組織以外の者の出席等)

**第5条** 校長が必要と認めたときは、組織以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

**第6条** 会議に関する事務は、学務課又は学生課において処理する。

## (その他)

**第7条** この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年 3月 3日から施行し、平成28年2月24日から適用する。